

事 務 連 絡
平成31年 1 月 25 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険に係る平成31年度税制改正について

昨年12月21日に平成31年度税制改正の大綱が閣議決定されました（別添参照）。

国民健康保険関係の概略については、下記のとおりであり、保険料についても同様の改正を行いましたので、貴管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

なお、1. 及び2. の改正に伴いシステム改修費用が必要となる市町村については、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号ヲの規定に基づき、当該費用に対して特別調整交付金を交付する予定です。

記

1. 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引き上げる。
2. 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を28万円（現行：27.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。